

安全報告書 2021



富士急静岡バス株式会社

2021 年 6 月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、社長以下全社員で安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

■安全方針

安全はすべてに優先

安全がすべてに優先します。お客様の安全が阻害されないよう120%の安全確保に努めます。

法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません

自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

富士急静岡バス株式会社
取締役社長 小佐野 慶

以上、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び諸規則を遵守し、絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2019年度の有責事故14件に対し、有責事故7件と事故は7件減となり、目標数値である「前年比50%」で目標を達成いたしましたが、1件の重傷事故が発生してしまいました。2020年度も「安全方針の浸透」を継続し、あらゆる安全施策の取り組みを実施し目標達成を目指して参ります。

	2020年度安全目標	実施結果度
重大事故	0件	1件
有責事故	前年比50%	7件
車内事故	0件	0件

	2021年度安全目標
重大事故	0件
有責事故	前年比50%
車内事故	0件

3. 富士急グループ安全重点施策、自動車事業独自の重点施策（2021年度）

(1) 安全重点施策

① 安全対策設備及び装備更新

- ・安全装備を有効的に活用するための乗務員教育を実施する。
- ・安全設備の導入を推進する。

② 危機管理体制、特に防災・減災に向けた取り組みの強化

- ・運輸防災マネジメントを策定し、実行していく。
- ・万一の事態に備えた訓練を実施する。（警察、消防、自治体との合同訓練）
- ・災害規定やマニュアルを整備する。

③ 管理者を含めた職員の安全や技術教育体制充実による資質向上

- ・運行管理者を対象とした外部講師（NASVA等）による研修を実施する。
- ・教育訓練車を活用した実技教育を実施する。

④ 職員の健康管理、労務管理の徹底

- ・定期健康診断の要再検査者、脳疾患・心疾患の要検査対象者の把握を徹底する。
- ・各種健康スクリーニング検査の実施。（SAS、薬物検査、脳ドック）
- ・労務管理の徹底による過労運転防止。（年次有給休暇の取得推進）

⑤ 外国人観光客の安全対策、異常時対応の充実

- ・外国語による案内・表示の一層の充実（ピクトグラム化）を図る。

- ・外国人向けの緊急時対応マニュアルを整備する。
- ・案内標記、放送の再点検や整備。
- ⑥ 安心・安全のための基本運転、動作の励行
 - ・街頭監査、添乗監査、ドラレコ監査の実施及び指導を強化する。
 - ・ドライブレコーダーを活用した指導、教育を実施する。
- ⑦ 情報伝達やコミュニケーション確保により、請負先、委託先と一体になった事故防止
 - ・保険会社と自己分析、事故削減のための連絡会を定期的の実施する。
 - ・富士急行事業部安全・CS 担当が各種集合教育に参加し乗務員への直接指導を行う。
- ⑧ 安全で快適な施設・整備の推進
 - ・事業所や車両美化推進のための定期的な巡回指導を実施する。
- ⑨ デジタル化、IT 化による安全性向上へ挑戦
 - ・最新安全設備への継続的投資と安全設備の研究・開発を推進
 - ・e ラーニング教育を充実させる。
- ⑩ 内部監査体制の強化
 - ・富士急行事業部安全・CS 担当と内部監査員が運輸安全マネジメントの実施状況を確認するために、輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 - ・国土交通省認定セミナーを積極的に受講する。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染防止対策の積極的且つ継続的な取り組みの推進
 - ・職場クラスターを発生させないための定期的な消毒・巡回指導を実施する。
 - ・感染症防止対策の積極的な PR を行う。
- (2) 自動車事業独自の重点施策
 - ① 事故を未然に防ぐためドライブレコーダーで個人の癖を把握、個別に指導する。
 - ② 後退運転時の事故削減するため基本動作の励行を再徹底する。

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(1) 重傷者を生じたもの

2020 年度	2019 年度	増減
1 件	0 件	+1 件

(2) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったもの

2020 年度	2019 年度	増減
0 件	1 件	▲1 件

(3) 自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの

2020 年度	2019 年度	増減
0 件	2 件	▲2 件

5. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じた措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識をグループ全体で統一化しています。

(1) 会議

「安全会議及び運行管理者会議」

週に1回（毎週火曜日）安全統括管理者が主催し、各営業所の安全に係る課題の抽出、その他対応の策定と進捗に関する話し合いを行います。

「富士急グループ安全会議」

定期的に、富士急行本社の安全統括管理者が主催し、富士急グループ各社の経営トップの出席により、安全への取り組みについて報告や検討を行います。

「統括運行管理者会議」

毎月1回、富士急行事業部安全・CS担当が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者や運行課長の出席により、安全運行に係る情報の共有、事故やヒヤリハット情報の分析や対応などを行います。

「安全衛生委員会」

毎月1回、管理部長が主催し、産業医、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、営業所長の出席により職場の安全衛生について話し合いを行います。

「マネジメントレビュー合同会議」

毎年11月、富士急行本社社長、富士急グループ各社経営トップの出席により、運輸安全マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗の確認、及び進捗状況を踏まえた、下期の取り組み等について検討します。

「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年3月、富士急行本社で行われる標記会議において、次年度に向けての安全管理規定の変更やグループ共通の安全方針の見直しを行っております。

この決定内容に基づき、弊社内にて行われる安全推進会議において、安全施策をはじめ各施策を制定しております。

(2) 設備投資

- ・健康スクリーニング検査（SAS、規制薬物、脳ドック）を入社時と3年に一度実施。
- ・防抗ウイルス触媒施工、運転席仕切板、車内換気対策、各所衛生管理（新型コロナ対策）
- ・乗務員特別教育（冬季チェーン教育、高速走行訓練）
- ・車両修繕費用（オーバーホール等）

(3) 交通安全運動等

実施時期	内容
4月1日～6月30日	安全運転コンクール
4月上旬	春の全国交通安全運動
7月上旬～中旬	夏の全国交通安全県民運動
7月下旬～8月下旬	夏季輸送、安全・サービス向上運動
9月下旬	秋の全国交通安全運動
12月下旬	年末年始輸送安全総点検

6. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

- (1) 運転士に対し旅客自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針、年間教育計画に基づき教育を実施します。（全運転士が毎月 e-learning を実施）新採用乗務員については、指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行(株)本社において実施する合同の新採用乗務員運転士教育に参加しております。上記以外の教育は下記のとおりです。
- (2) 事故防止のためのグループワーク
- (3) 事故惹起者特別教育
- (4) 安全運転中央研修所への派遣（年1回）
- (5) 運行管理者一般講習または基礎講習の受講（2年毎）
- (6) 整備管理者選任後研修を受講（2年毎）
- (7) 救急救命講習（年1回以上）
- (8) 特定重大事件対応訓練（バスジャック等）（年1回以上）
- (9) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した教育を実施します。
- (10) 自然災害を想定した教育
- (11) 非常用給油機の使用法
- (12) バスターミナルでの街頭指導及び添乗指導を実施します。
- (13) 有責事故は事例毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。
また、富士急本社において事故惹起者を対象とした教育に参加します。
- (14) 社長、役員又は幹部職員は定期的に運転士などと直接対話を行う面談を実施します。
- (15) 社長、役員及び幹部職員による早朝点呼を毎月（1日）実施します。
- (16) 本社職員及び運行管理部門などに運輸安全マネジメントに関する教育を実施します。
- (17) 全運行管理者を対象とし週に一度、事故防止及び法令順守に関する情報を共有するための Zoom（Web）会議を実施
- (18) 自動車事故対策機構（NASVA）による運輸安全マネジメント評価を活用し、第三者の目から見た評価を受けます。

7. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2020 年 11 月 18 日に内部監査を実施、安全管理体制や安全への取り組みについて適合性及び有効性に関し、適合であることが確認されました。

■監査人

富士急行事業部内部監査員、静岡バス内部監査

8. 安全管理規定

「安全管理規定」は別紙の通り、2018 年 5 月 30 日に中部運輸局静岡運輸支局へ届出を済ませております。

9. 安全統括管理者

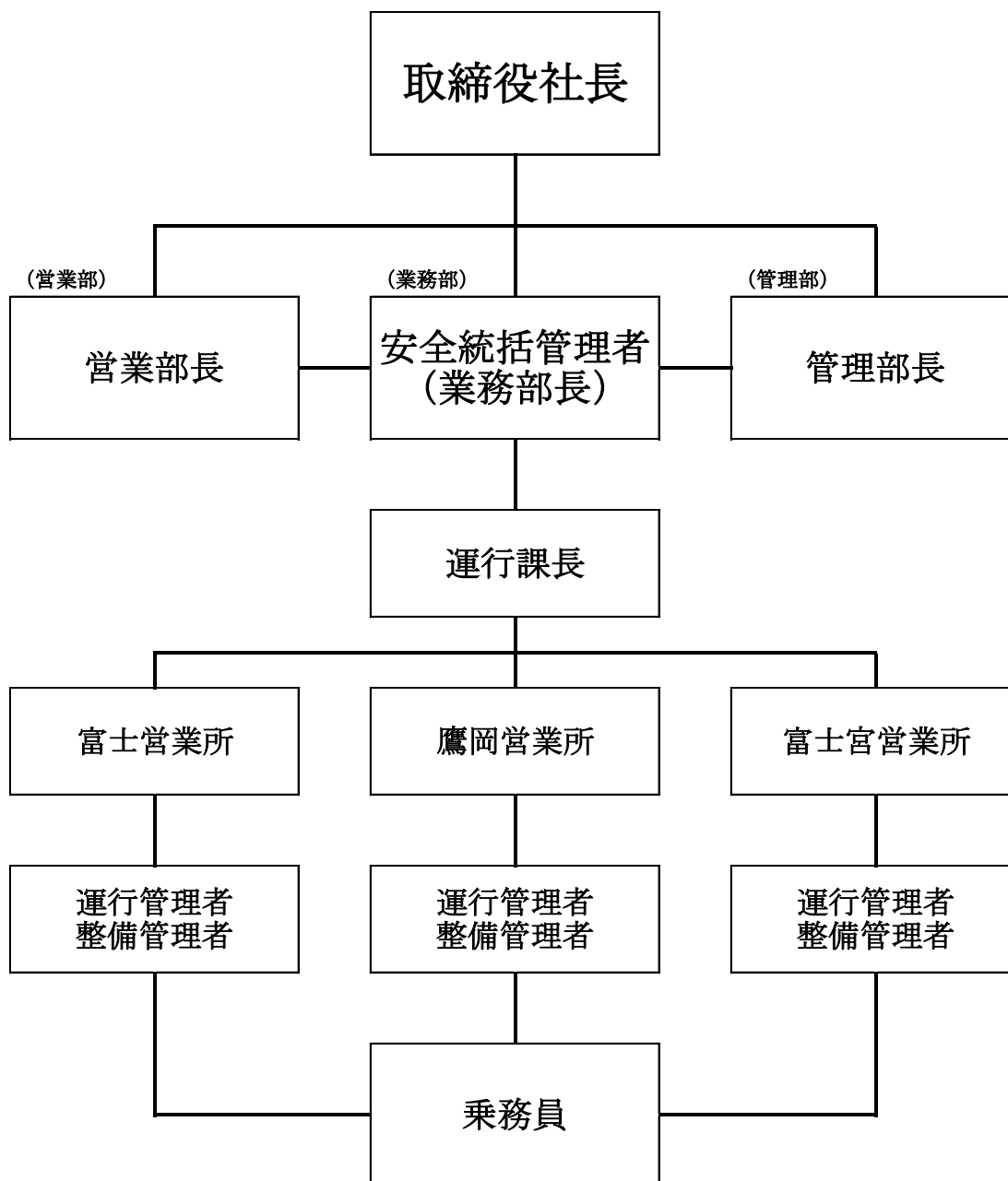
安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており 2018 年 9 月 11 日に中部運輸局静岡運輸支局へ届出を済ませております。

令和 3 年 6 月 1 日現在の安全統括管理者は 業務部長 米山 淳 です。

10. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

富士急静岡バス株式会社

指揮命令系統図



以上